

行政常任委員会

平成30年8月22日（水）

午前9時59分開　　会

○南委員長　　皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、皆様に御報告したいのは、通知させていただいたんですけれども、あすの管内視察は、台風の影響を考慮して中止とさせていただきますことを御理解賜りたいと思います。

今回、尾鷲市クリーンセンターの施設の包括運転業務の委託ということで開催をさせていただきました。

特に、執行部のほうから、この9月定例会のほうで、6年間の債務負担行為を上げる予定でおるということで、ぜひともそれまでに、市の包括業務に対しての考え方を説明いたしたいということでございますので、きょう、開催となりましたことを御理解賜りたいと思います。

それでは、副市長のほうから、ありましたら。

座ったままで結構です。

○藤吉副市長　　おはようございます。

本日は、行政常任委員会を開催していただきまして、ありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。

本市では、尾鷲市クリーンセンターにおいて、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理を行い、生活環境の保全に努めているところであります。

この施設は、平成25年度から平成30年度までの6年間で、包括複数年整備運営管理業務として業者に委託しており、来年度に、施設運転保守管理包括業務委託の更新を迎えております。

本日は、来年度以降の更新方法について御説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、担当課より詳細を説明させていただきます。

○竹平環境課長　　それでは、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページをごらんください。

尾鷲市クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託についてであります。

現在の契約においては、平成25年度から今年度までの6年間で、クボタ環境サービス株式会社中部支店と随意契約を結んでおり、契約金額については、合計で1億6,100万円でございます。

各年度の委託料につきましては、内訳に記載のとおりでございますが、1億8,000万円に消費税を加算した金額となっております。

来年度以降の、それでは更新の予定でございますけれども、これまで6年間の複数年で運営管理を行ってきたことで、委託料の平準化、また、早い段階での維持補修等を行うことで維持管理の効率化を図り、良好な状態での施設を維持してきております。

このことから、今後も6年間の契約期間にしたいというふうに考えております。

また、施設の整備状況等につきましては、コンサルを入れておりますので、モニタリング業務により実績を把握して、施設の運転委託及び施設維持管理委託、施設補修整備工事仕様等を契約の中で作成するということにもなっております。

前回の6年間の契約は随意契約でございましたけれども、今回は、モニタリング業者との契約の中で、各施設整備等項目において、整備費用の情報を収集した中で、適正な水準を保った上で費用をできる限り抑えたいという形の中で、技術提案を求めていきたいと考えております。このことから今回は、随意契約ではなくて、公募型のプロポーザル方式を予定したいというふうに考えております。

スケジュールにつきましては、10月に発注の公募にかかってから、決定まではおよそ4カ月程度かかりますので、9月には、6年間の債務負担行為補正を計上させていただきたいというふうに考えております。

次ページ以降につきましては、これまでの契約内容及び維持補修整備の実績を参考に記載をさせていただきます。これについては、担当のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○福屋環境課長補佐兼係長 それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。

クリーンセンターの業務委託の概要として、これまでの契約内容と維持補修整備実績について、資料2ページをごらんください。

平成18年度は、クリーンセンターが竣工した年度となりますが、試験運転を含めた6カ月間の維持管理を委託しております。

参考に瑕疵担保期間、保証期間のことですけど、2年間と18年度には記載して

ありますが、18年12月から2年間なので、19年、20年度にも瑕疵担保期間と記載させていただいております。

平成19年、20年度は、2年間の維持管理業務委託として、また、施設点検として、それぞれの年度で、破碎機の整備や受水槽の清掃点検、脱臭用の活性炭の取りかえなどが主な施設点検の内容となっております。

平成21年度では、前年度までの維持管理と施設点検業務委託をあわせて、一つの業務委託として行っております。

それで、平成22年度からの3年間は、維持管理と施設点検業務委託をあわせ、複数年の包括業務委託として計画し、公募型のプロポーザル方式で、受託者の選定を行っております。

平成25年度から本年度までの6年間は、クリーンセンターの施設全部を業務委託する形をとっておりますので、平成25年度からは、職員2名を引き上げてきております。

続きまして、3ページの維持補修整備実績について御説明させていただきます。

この中で、日常点検などを含めて記載してしまうと、チェック欄にチェックが全て入ってしまうもので、一番上のところの例にあるように、整備、清掃、点検を行ったものには丸を、機器の更新または交換を実施したものには二重丸で記載させていただいております。

3ページをごらんください。

ここは、主にポンプ類を記載しております。

次に、4ページには、一番上のところですが、薬品注入ポンプ設備や、真ん中ら辺にある脱臭設備などを記載しておりますが、薬品注入ポンプ設備のポンプについては、ダイヤフラムやポンプヘッドなどが腐食、経年劣化により能力低下するため、平成29年度に更新を行っております。

5ページをごらんください。

5ページには、受入槽や貯留槽など、周期的に清掃点検を行っております。

また、膜分離装置の液中膜の交換が3年に1回周期で予定されており、平成27年度には1回交換し、今年度にも交換が予定されております。

5ページの下段から6ページにかけては、汚泥乾燥・焼却設備として記載させていただいておりますが、6ページの真ん中あたりの集塵機(2)というものがございしますが、これはバグフィルター設備のことで、今年度、バグフィルターのろ布を133本の取りかえを予定しております。

続きまして、7ページには、中央監視装置として、本クリーンセンター施設の制御を行っているプログラムが入っている情報処理装置を平成27年度に更新しております。

簡単ではございますが、以上が維持補修整備実績の説明になります。

- 竹平環境課長　　済みません、今の維持補修整備の実績とこれまでの経過を説明させていただきましたが、確かにクリーンセンターのこの保守管理委託業務、施設の維持管理業務につきましては、18年に稼働して、これで12年目を迎えたところでございますが、これまで、やはりクボタ環境サービスということで、いずれも契約先はなっております。

そのこともございますけれども、やはり我々としても、そのモニタリング業者を入れた中で、維持補修の実績等で、どういうものが更新があるのかというような把握を煮詰めながら、今、やってきているところでございますが、改めて来年度以降につきましては、プロポーザルを入れることによって、モニタリング業者のほうに情報収集して、これらの実績に基づいた、保守、適正な管理の保守に対する委託料、そういったものの費用算出をさせた中で、公募型のプロポーザルを改めてさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- 南委員長　　ありがとうございます。

今回の環境課のこの資料の打ち合わせについて、環境課長とちょっと若干やりとりをさせていただいた中で、特にこの包括の6年間の債務負担行為のことについて、この6年間、長期にわたって結ぶことのメリット性がこの資料の中でなかなか見えてこないのではないかというようなことで、できるだけ尾鷲市と比較対照できるような自治体でないのかということも要求したんですけれども、なかなか尾鷲市の状況とマッチする資料が出しにくいということで、今回、このような形の資料になったことを御理解賜りたいと思います。

- 高村委員　　なぜ出せないかというのは、それはおかしいさね。

1日50トンの処理をしておる市町村はあるはずやもんで、それを出してもらわな、今までやってきたのが高いか安いかわ、判断できんのさね。

それで、仕事はふえるかわらんけど、最低、それぐらいの資料を出していただいて、今までこうやったので、こういうプロポーザルの方式にしますというんやったらわかるけど、やっぱり過去、クボタというのは、談合で一時、新聞にも載って、大騒ぎした業者ですわ。それで、その当時、私は反対して、これ、入札せなあかん

ということを言うたんですよ。その結果、ずっと来ておるんであって、それが高い、多分高いと思うんさ。どれぐらい高いかを我々は知る意味でもね、やはりそういう50トン、日に50トン进行处理しておる業者のを出していただかなね、高いか安いかわからんで。そこで、こういうふうに変えましたというたら、納得しますけどね、やっぱりそういう、あんたらも、やっぱり昔のことはわしら関係ないんじゃないしに、市というのはずっと続いておるんやで、そのときに損した分を何とかあんたらの能力で返さなあかんと思って、頑張っってやってもらわな困ります。

以上です。

○南委員長　　ただいまのあれについて、課長、環境課長。

○竹平環境課長　　比較対照の当然比べるものがあれば、それが高いか安い、当然のことだと思います。

ただ、これまでのやっぱり6年間というのは、随意契約をしてきておるので、そういうことも踏まえた中で、やはりプロポーザルをやると。

それで、プロポーザルをやるには、やはり予定価格をあらかじめ設定して、それで技術提案を求めていくというやり方になります。そういった中で、当然モニタリング業務で、どのような実績、経過、整備をしてきて、今の状態にあるのかということの把握をしておりますので、その辺の各項目ごとに情報を集めていただいて、その項目ごとの安い金額を、できる限り費用を抑える金額ですね、費用を抑えた中で、予定価格を組んでいくというやり方にやりたいという形で、今回はプロポーザルをさせていただきたいと考えております。

○高村委員　　私の言うておるのは、それ、いいですよ、プロポーザルに、これから変わっていくというのは。

でもね、今まで、クボタ、随契でやってきた。値を出していない、言いなりの値を出してきて、それをやっておるんやで。どれぐらいのもうけがあったんやね、その分をやっぱりしておるんやで、誠意を持って、これからの金額を出してくれということも言えるんじゃないの。今までの過去のことは関係ないでは、やっぱりあかんのじゃない。やっぱり値を出して、言いなりでしてきたんやで。そうじゃないの。

やっぱり判断して、これだけ何千万か、黒字があると思うので、その分を考慮してくださいというふうな言い方もできるし、それか、10年以上たってきたら、機械はだんだん修理が必要なんです。その分を引いてもらうとか、いろいろな考えができると思いますよ、総合的に考えてください。

以上です。

○竹平環境課長　　できる限り費用については、当然抑えたいというふうに考えております。

ただ、確かに情報として、ほかの費用の試算であるとかというのはなかなか把握はしにくいというのは確かにございます。

ただし、当然、本来であれば、これまでの6年間、18年からやってきていますので、今で、もう12年目。さらに、今後は6年間、普通で考えれば人件費とか、そういったものも当然高くなると想定はできますけれども、そこも当然抑えるような形で何とかやりたいということの中で進めていきたい。

それには、やはりモニタリング業者に価格としての情報をいろいろ仕入れていただいた中でやっていきたいというふうに考えております。

○高村委員　　やっぱり人ばかりで頼るんじゃなしに、自分らも精査して、調べておこなあきませんよ。

以上です。

○南委員長　　ただいまの資料等につきましては、9月の定例会のほうで債務負担行為である程度上がってきますので、その中で、また課と相談しながら、できるだけ資料提出は要求したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○野田委員　　この資料について、ちょっと確認をまずしたいんですけれども、1ページのところで、平成25年度、1億8,900万、1億8,000万プラス消費税だということで、2年度目から、26年度は、これ、ちょっと金額がふえているんですけれども、これは何やった。

○福屋環境課長補佐兼係長　　消費税が8%です。

○野田委員　　8%。

わかりました。

それと、次のページの業務委託の概要のところ、平成22年から24年のプロポーザル方式の3年間包括、それで、25年から30年の包括というところで、3年間の金額が2億7,195万というのと、それで、その後が11億6,100万という形になっておるんやけれども、この差というのは、1年で考えると、これ、約1億円ぐらいの差があるんやけれども、内容の差というのは、どのような内容の差だったのか、まず。

○福屋環境課長補佐兼係長　　22年から24年の包括業務委託については、維持管理と点検整備のほうですね、工事とかがあって、ユーティリティーのところ、電気代とか灯油代とか、薬品代は入っておりません。

平成25年から30年度の包括業務委託は、それらを含めた全てのものが入っていますので、この金額となっております。

○野田委員 それと、この中で、維持補修整備実績というのが、24年から30年の実績が上がっているんですけども、今回、このプロポーザルを入れた場合に、技術と価格という両面から精査していくことになると思うんですけども、この実績の群については、この31年以降については、同じような検査とか、物を変えていくということを契約の中に入っているんですか。

○福屋環境課長補佐兼係長 次の6年間に関しましては、この過去の整備実績に基づき、それぞれのプラントメーカーさんが計画を立てる形となります。

○野田委員 ということは、落ち度というか、最低限度のこういう整備の実績というものをベースにしてやっていくということですね。

○福屋環境課長補佐兼係長 そのとおりです。

○野田委員 今回、公募型のプロポーザル方式を採用するということですが、先ほど課長の話もありましたけれども、モニタリングということをやると。

今回、これは初めてのことなんですか、モニタリング業務。

○竹平環境課長 モニタリング業務は、先ほど契約の実績にありますように、平成20……。

モニタリングのほうですか。

○野田委員 そうです。

○竹平環境課長 モニタリング業務は、この6年間もやっておりますし、平成22年度、包括複数年で整備を始めてから、モニタリング業務をはめております。

○野田委員 ということは、予算書のほうにも358万8,000円という保守委託のモニタリング料というのは入っているわけなんですけれども、これは、専門的な第三者機関という形ですね、チェックをかけているということによろしいんですか。

○竹平環境課長 そのとおりになります。

○野田委員 これは、どういうところになるんです。

どういう業者というか。

○竹平環境課長 モニタリングでございますので、専門的にわかる業者ということになりますけれども、当然、施設とか設備のふぐあい、そういったものを今回委託しておるわけなんでございますけれども、やはり水質、例えば水質であったり、そういった水回りの処理を専門的にわかる、そういうコンサルタント会社でござい

ます。

○南委員長 野田委員、最後、最後と、結構だけど。

○野田委員 予定価格という分は、今後、債務負担行為の中で出てくると思うんですけども、これは、ある程度本当に煮詰めた形の、現状よりも、一つのコストダウンする形というふうに考えてよろしいんか。

○竹平環境課長 予算については、これから精査をしていくということなのですが、当然これまでの整備実績と業者のモニタリングをすることによって、やはり項目ごと、ポンプ類であったり、脱臭装置であったり、いろんな項目がありますので、そういうものを仮に6年間したらどれぐらいがかかるかということで、業者のほうに情報を収集させております。

当然そういうことによって、今現在しているところではない情報も入りますので、当然価格としては、うちとしては抑えるような形でいきたいという方針を伝えて、そういうことで臨みたいというふうに考えております。

○濱中委員 6年間の長期の包括契約をするメリットということの中で、業界の研究をされているところからの発表として、例えば長い年月、同じところにやってみらうことによって、薬品の使い方であるとか、そういったことが継続して見られることによって、そういった経費削減をきちっと分析、研究していただけることにメリットがあるというようなことがあらわされているんですけども。

今回、この尾鷲市の25年度からの6年間の内訳が同じ金額で来ておりますけれども、実際6年間やってくる中で、処理物の変化はあったと思うんですね、合併浄化槽がふえたりであるとか、そういったあたりで、内容物は変わってくると思うんですけども、その単位当たりの経費の経緯なんかは分析されましたか。

○竹平環境課長 まず、この包括の複数年の契約金額、これを平準化するということがまず第一にメリットがございます。

施設の維持補修で、その単年度に突出した金額が来れば、それは市の負担が大きくなってしまいますので、この6年間をやるということについては、当然その単年度、単年度で整備するおよその予算を出した中で、それを委託、その金額を6年間で割った中で、こういう平準化を求めるという形をとっておりますので、当然、今回もそのような形をやりますが、じゃ、実際に今、おおよそ大体の単年度にどれぐらいの金額なのかということをもとに予定価格を作成していくというふうな形をとりたいと考えております。

○濱中委員 ちょっと私の聞き方が、伝わりにくかったのかなと思うんですけど

ども、いわゆる経費を削減していただく努力として、そういう薬品の使い方であるとか、そういったところのモニタリングの結果はどうだったかなということを知りたいんですけど。

○竹平環境課長 その結果については、例えば薬剤とかも、今、尾鷲市として、その実績の報告を受ける中で、当然減ってきておるといふ形の確認はとっております。

ただ、そういうふうなことを、薬剤も当然使用量とかも見えてきていると。それは、やっぱり長年やってきておる業者によって、その基準を守って、守るといふか、基準値を抑えるために薬剤というのは使うものなんですけれども、そういったことで、きちんと適量の量をつかんでおるといふふうには理解しております。

ただ、そういったこの包括することによるメリットとしては、例えば貯留槽一つとってもそうなんです、ひびが入れば、それを早目の維持補修とか、消耗品の交換を早目にするとか、そういったことで当然、今の施設の維持が良好しておるといふことは、こちらもわかっております。

○濱中委員 ありがとうございます。

そうしたら、それと関連づけてなんですけれども、今回、プロポーザル方式をとって、もし違う業者が受けたらと、今までと。これまで蓄積されてきたノウハウを、そのままきちんと継承できるのか、伝えていただけるのか、また1からになってしまうのかというあたりを、ちょっと気になっておりますので、そのあたりと、もう一点が、最初、瑕疵担保の期間が2年間ありましたけれども、その後、施設に何か損傷があったりとか、事故があったときの保険なんかは、この請負業者のほうでかけていただいているのか、市が直接やっているのかという、そのあたりをお聞かせいただきたいです。

○竹平環境課長 瑕疵担保のほうは、後でちょっと説明をさせていただきますが、確かに違う業者がという話、それは、担当課としても当然その辺のことはどういふふうなことが考えられるだろうという中で、当然引き継ぎ業務の期間というのを今、入れなければいけないなということの、その公募をする段階で。今、ちょっとそこを確認して、どういふふうな形がとれるかということを確認はしている、公募する段階で。

それと、もう一つは、やはりどのような業者が来て、また新たにぽんと来て、そこで運転をするということに対する、それは、我々も確かに不安としては当然あります。ただ、施設のどこまで、じゃ、維持していけるのか、その品質を保ってもら

えるのかということについて、ある程度こちらで、どういうことをやってくださいということの中でやると。当然入っていただくその公募の段階においても、ある程度の基準を満たすところ、ある程度実績を持ったところというところで対応したい、その辺については対応したいというふうに考えております。

○福屋環境課長補佐兼係長 保険のほうなんですけど、受託業者がかけております。

○濱中委員 わかりました。

機械というものは、同じものを使っても、場所によってとか、その搬入されるものの種類、物量によっても、くせなんかも出てくるものかと思いますので、そこの引き継ぎの部分で、同じ業者なのか、違う業者なのかということによって維持管理に差が出ないように検討をお願いしたいということと、あと、次の包括契約が、6年間となれば、最後のほうではもう18年経過をしてくる。20年近い経過になってくると、経年劣化の部分も考慮されるのかなと思うんですけども、そういったあたりの費用面も、また9月のときには御説明をいただけるように、準備をいただきたいなと思います。

お願いします。

○竹平環境課長 今回の濱中委員さんのお話ですと、その後、その後の費用のあたりという話なので、なかなかその面については、今、出せるということはなかなか難しいのかなと思っております。

ただ、確かに言われるように、18年を過ぎる。今回で言えば、貯留槽、一番お金がかかる部分は貯留槽なのかなというふうにも考えております。それが今の状態からいくと、次回には、多分大きく補修とか、そういうものはないのではないかとこちらのほうでは考えておりますが、確かに言われるように、20年を目前にしてきた中で、そういったその次の更新時には、そういった補修工事も多分出てくるであろうと。そういったものも今後の整備、維持補修をしていく中で、改めてどういうものが必要なのかということ把握しながら、その次のときには、またどういふような形をとっていくのかと。仮に延命とか、そういったものをするのであれば、またそのときに、今受けているところとも、どういふような形がとれるのかという相談も改めてしなければなりませんし、どのような更新方法をするのかということも踏まえて検討していくという形になると考えております。

○三鬼（和）委員 前は、随意契約という形で6年間やって、その前はプロポーザルということがあったと思うんですね。冒頭の説明でもありましたけど、今回、

1点は、プロポーザルにして、公募をかけたところで、参入業者が果たして複数あるのかなのかというのが1点、どう考えているのかということ。

もう一点は、今回、6年間随意契約の後で、コンサルもかけて、プロポーザルするという事は、30年度までのこの随意契約が、見積もり等を含めて契約等が高いと認識されたので、今回、やっぱり次の5年する場合においては、もう少しその辺、詳しく。

○竹平環境課長　高いという認識されたかどうかということについては、今あるこの随意契約の中で、施設としては、維持管理については適正にやられておるといふ認識でおります。

それで、仮に次、そうしたら、この12年間をこれまで1社がずっとやってきておる中で、改めてその費用の試算というものを課としてもするには、モニタリング業者に前回から入れておりますので、そこで情報収集した中で、適正な価格というのはどこにあるのかという部分が当然ございます。今随契しているところの業者に出していただいて、それでいけるという金額、それは随契で成り立つ場合ですので、そうではなしに、改めてこちらのほうで、できる限り情報を持った中で予定価格を定めて、それで、参入してくるかどうかは別ですけれども、そういった中で、技術提案を求めていくというやり方をする、ちょっと説明としてはあれなんですけれども。

○三鬼（和）委員　随意契約を、モニタリング、行っておるわけじゃないですか。

先ほど濱中委員の説明の中でも、経年劣化が見込める部分、見込めるという、見込まなくちゃいけない部分も出てくるということで、今回、プロポーザルにするということは、より合理的にこういった委託契約を抑えるという意味も強くあるのかどうかということを含めて、その辺の狙いについて、もう少し詳しく御説明願いたいなと思っております。

○竹平環境課長　こういう今ある随契でしている部分について、やはりこういった公募をかけることによって、どれぐらいの金額でできるものだろうかということの把握も当然できるというふうには考えております。

今の金額で高いのか安いのかという議論については、これまでもずっと続けられておりましたので、ここで一旦、こちらのほうで予定価格を、適正な、当然、維持管理がきちんとされなければいけないので、その辺の基準として、どれぐらいかということの情報を得た中で、予定価格を定めて、それを、予定価格を定める金額によっては、当然抑えられるということなので、当然市の財政のこともありますので、

やはりなるべく金額的には抑えるような形でやりたいという考えを持った中で進めていくというところであります。

○三鬼（和）委員 狙いというのが、大体というか、この6年間、5年間か、随意契約やった中で、この先を考えたときに、経年劣化も考えながらも、できるだけ合理的に契約金額を抑えるということができないかということの狙いで、随契、プロポーザルを行うという意図ですね。これは理解しましたので、9月議会で、契約金額が前回と比べてどうなるのかというのはした上で、審査の中でまた発言させていただきたいなと思います。

○仲委員 今回、公募型プロポーザル方式ということで、公募型ということでございますので、どういう業者が参入されるか、これはもうわかりませんが、あくまで競争原理が働くということによろしいかと思うんですけど。

1点、3ページから4ページにかけて、特にポンプの場合が、平成29年度、一斉に更新または交換されておる。それから、膜分離装置も一定期間更新されているという中で、特にその機械類のポンプ、攪拌機とか、重立った機械部品については、経年劣化して使用がとまる前に、計画を立てて、例えば5年、これ、多分5年ぐらいになっておると思うんですけど、ポンプは。5年、例えば交換していくというようなモニタリング業者の指導とか、算定の中でやっぱり計画されているのかどうか、そここのところをちょっと確認したいんですが。

○福屋環境課長補佐兼係長 ポンプ類について、平成29年度に全てを更新しておりますが、これ、18年に竣工して以来、初めての更新です。その間に、この表でいくと、平成25年には次亜塩素酸ソーダの注入ポンプの一部を補修しております。27年度には苛性ソーダの注入ポンプの一部を補修しております。そういうのを踏まえて、ポンプ類としては7年から10年ぐらいをめどというような形で、平成29年度に全て更新した形となります。

○楠委員 それでは、まとめて四つほど、確認します。

プロポーザル方式なんですけど、基本的にこの方式をやろうとすると、まずは、新規にやるにはいいんですけど、もう数年たっていて、施設も、新たな更新にしても、中の細かいところが更新される程度で、このプロポーザルの趣旨からすると、業務の内容に高等性や専門的な技術が新たに要求される。これ、書いてありますよね、1ページに、で、何でという話。

2点目、技術提案書の提出となっていますけど、技術提案書をもらうにしても、市は、何を技術提案書としてもらうのか、そこが明確になっていない。

それだと、プロポーザル方式、否定するわけじゃないんですけど、公募としていきますけど、当然参加要件はありますよね。それをどういうふうに示すのか。

あと、最終的に、これ、行政が評価しますよね、委員のメンバーが。そのときに、担当課長は評価委員となっているんですか。

その四つをちょっと答えて。

○竹平環境課長　　まず、評価委員の私、担当課長なんですが、それは、評価委員からは外れるという理解をしております。

それと、参加要件につきましては、従前のやり方もあるんですけども、参加要件についてはまた後でお話をさせていただきます。

あと、技術提案、最初に新たにつくるというものではないと、更新なので、そこがどうなのかというあたりなんですけれども、確かに言われるように、その辺をお話しすると、これまでを実績したところと随契という形になるのかなと、その辺は確かに迷ったところがございます。

ただ、技術提案として、どういうことが求められるかという部分につきましては、やはり施設を維持するに当たって、その会社が持っている、例えば処理施設のポンプ類とってもそうなんですけれども、じゃ、そこについては大体自分のところの技術であれば、何年間に更新をしていけるであろうと。それで、少しでも機械を長くもたすような技術がありますとか、いろんな形があるかと思います。その辺については、我々としても、聞いた中でやると。

もう一つは、今回、プロポーザルとする中において、あくまで技術提案を求めていくという理由、それについては、じゃ、我々が仮に直営ですれば、直営ですれば、基本的には壊れてからと。壊れたので、これを更新しますよというようなやり方になってしまうんですけれども、その辺も含めて、維持補修を早い段階でできるような業者にしていただきたいということも含めて、その専門的な技術を持ったところに修理をしていただきたいと。

あと、公募の形のところは、ちょっとまた後で説明します。

○福屋環境課長補佐兼係長　　前回の公募の要件をちょっとお話しさせていただきますと、例えば建設業法に基づく経営審査に係る清掃施設工事の総合評価値が700点以上である企業だとか、あと、汚泥再処理センターまたはし尿処理施設の運転管理委託をしているところだとか、そういうような条件をつけて、募集者に関する条件としております。

○楠委員　　じゃ、まず、その参加要件のところ、技術点だと、こうやっておく

と、日本の業者で何社ぐらいあるんですか、その市の基準といい、技術者も含めて。

○竹平環境課長 技術点とかという部分については、これは水処理における工事の関係ですけれども、今、我々が想定しているのは、この点数とかも、どういうふうな形がよいのか。これは、ほかの市町の公募の動向も踏まえて、どれぐらいかという形を見ておるんですが、例えば1,000点、技術点を1,000点という形で設けた場合には二十数社あると。これは、尾鷲市に登録の事業があつて、1,000点、22社、21社以上あるということを確認はしております。

ただし、それを、今の段階でこの点数にするとかということではないですけれども、その程度の業者が参加する資格としてある。

あとは、もう一つ、やはり実績ですよ、そういった実績をどこまで求めていくか。こういう運転管理をしているところというところで求めていきますので、それをすると、どれだけの業者になるかというところがありますが、やはり大きな、それだけの点数もあれば、きちんと技術的な補償もできるでしょうし、施設の維持管理をする上においては、多分大丈夫ではないかなという形の中で公募をしていくという形になるかと思っております。

○楠委員 そうすると、市内の業者でも、その有資格者、汚泥処理の有資格者とか、技術力を持った業者が何社かあるということでもよろしいんですか。

○福屋環境課長補佐兼係長 市内の業者で、このプラントメーカー、建設業法に関するこの経営審査に係る総合評価点が、今うちが求めている700点以上である企業、済みません、例えば700点以上という企業はございません。

○楠委員 私の聞いているのは、あくまでも処理、プラントをつくるのはスーパー大手じゃないと基本的にはできないですよ、なかなかね。それはもうわかっているんですよ。

だから、基本的にそのメンテナンスをできる、維持管理できる。あるいはその処理を運営できる業者が存在するかどうか、その辺の確認だけです。

○福屋環境課長補佐兼係長 済みません、市内にはございません。

○楠委員 最終的にもう一度確認しますが、プロポーザルを導入する理由として、過去からもう既に施設はあるにもかかわらず、プロポーザルをしなきゃいけない理由は何なんですかね。

○竹平環境課長 理由がどうかという話になると、なかなか難しいところが正直ございますけれども。

そうなったときに、では、どういうやり方、これまで随契してきたので、そのま

ま随契で、相手方と価格交渉でよいという話になるのかというあたりになるかと思うんですけども、その辺を踏まえて、当然これまでやってきたので、そういうふうな形で、今ある業者に、いかに今後安くしていただけるかというようなことで、随契の形でよいということであれば、そういった方法も当然考えられるかなとは思いますが、そうなったときに、見積もり等ですね、随契の場合ですと、相手方の価格になりますので、その辺のどれだけで交渉できるかということになりますけれども、そういったこともありますので、一応以前に、随契の前にはやはりプロポーザルでやっておったということがございましたので、今回については、あくまでも随契ではなしに、プロポーザルの方式をとって、改めて公募で広く求めるという形をとろうというふうな形をちょっと判断したところなんですけれども。

○楠委員　今聞いている話は、あくまでも手続上の話をしているので、言葉言葉の中に、今の業者とできれば契約していきたいという話は、ちょっと言葉は出ないですよ、どこの会社だかどうでもいいんですけど、言葉は出ないんですけど。

それをやるんだったら、プロポーザルじゃなくて、実際にその維持管理のためにやる作業を含めてですね、あるいはそのメンテナンス、部品の交換だとかあると思うんですけど、消耗品とかね。それを積み上げた上でしっかり評価していかないと、公募して、評価委員が見て何がわかるのか、それが不思議なんだけど。

○竹平環境課長　確かに言われる部分で、どの程度のものができる、でき上がるかということになりますけれども、確かに今つかんでおる部分としては、実績ですよ、そこにある実績、そういったもので、じゃ、今後6年間で、どれぐらいのことを、うちとしては予定価格をつかめるかという中で、公募をやるよ。

実際に、今言われた中で、うちが設計を出して、この一つ一つのポンプの設計金額一つ一つを、なかなか出していく、これを単年度ごとに、この年度にこの機械をした場合のその設計金額というのはなかなか、そこまでの詳細の部分というのはなかなかつかみにくい部分もございますので、改めてその6年間をやった、これ、6年間をやる中で、大体この設計としての枠組みをつくっていくというやり方になるかと思います。

○楠委員　余り細かく聞いてもしようがないんですけど、先ほど仲委員が聞いたのは、この実績、修繕補修とか、実績も、ある一定期間に更新の手続をしていくわけですよ、あるいは交換とか。その話だと、全然合わないのと……。

○竹平環境課長　済みません、今の話は、合わないというのは、例えば更新、更新時期というのは、その各公募で求めていく場合については、その業者が、どれ

ぐらいの時期で更新すればよいということを踏まえて技術提案してくるということなので、こちらで、あらかじめこの時期にこれだけの更新をなさいますかという話ではないという形なんです。

そうやもんで、その技術提案を求めていきたいと。大体これだけの基準を満たすのであれば、その、公募してくる業者であれば、どれだけのことが必要なのかということを考えてきてくださいという形ということです。

○楠委員 私の言いたいのは、18年から契約してきて、施設の老朽化も当然あるんですよ、人間も年とるんだし、当たり前の話なんだけど、そのときに、既に担当課として、追跡して、このローテーションでこういう施設交換があるだろうとか、設備交換があるだろうと。そういうのを踏まえてやっておかないと、行政側から、公募するにしても、提案、出せないですよ。

○竹平環境課長 当然それは、今回の実績をもとに、大体どれぐらいのあれがあると。交換とか、例えば、先ほども言いましたが、ポンプの設備の29年度、更新していくので、次回の更新時期がどこかというあたりを踏まえて、設計をつくっていくという形になるというふうに考えております。

○南委員長 今、楠委員さんのほうから、評価委員の中で、本当に果たして判断できるのというような指摘がございましたけれども、その件につきましては、資料の打ち合わせの段階のときに、副委員長のほうから、やはり内部評価じゃなしに、専門家の第三者を入れて一回精査してもらったほうがいいんじゃないですかというような提案があり、環境課長のほうは、検討させていただくという御返事をいただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○楠委員 あと、基本的にそういう施設の細かいところ、いろんな部品があると思うんだけど、もともとは、その特許とっているかどうかは別としても、基本は工業規格の物を使って製品をつくっていると思うんですよ。そうすると、どこでも、誰でも交換とかできるんですよ、極端な言い方をすれば。

だから、そういうところをしっかりと考えて、このプロポーザルの提案をやっておかないと、継続するかどうかは私はわかりませんが、今の今後、業者に。その辺は、だから、あくまでも公募型でやるのであれば、その参加要件も含めて、しっかりちょっと精査した上で出さないと、あれ、それ、何と言われぬようにしたほうがいいんじゃないですかなど。

ちょっと気になるところがあるので、そこまで。

○奥田委員 皆さんとちょっと重複するところがあると思いますが、その辺御

協力願いたいんですけど。

この包括契約なんですけど、単年度を見ると、この30年度は1億9,440万、約2億円近い金額で、税引きだと1億8,000万なんですけど、ずばり、今の話聞いて、予定価格は、今後も下がるという理解でいいですか。

○竹平環境課長 複数の項目の洗い出しをした中で、例えば一つ、ねじ、ポンプ設備だったらネジポンプ設備類、そういうふうな形の項目ごとに、どれぐらいの6年間をもし仮に整備するのであれば、どれぐらいの金額でできるかということは今、把握させております。

それで、そういった中で、当然安い金額でいきたいということの方針を伝えた中で、設計を組んでいただくという形をとっておるので、基本的に、この金額についてはまた債務負担のときにお示しをさせていただきたいと思っておりますが、当然抑えたい方針では考えております。

○奥田委員 抑えたい方針ということなので、多分下がるのかなという、今までの話も聞いてもね、その辺、ちょっと期待したいなというふうに思いますけれども。

ちなみに、ちょっと確認したいんですけど、先ほどモニタリングの業者、さっき野田委員も質問されていましたが、第三者機関ということですけど、具体的にどういう会社でやっているんですか。

このクボタとは関係ないところですよ、当然。

○福屋環境課長補佐兼係長 受託業者とは関係ございません。

大阪のコンサルタント業者で、環境技術研究所であります。

○奥田委員 そういうことになれば、くれぐれも本当に第三者的なところ、本当にこれ、もう信用できないんですよ、やっぱりね、これ。

12年前、談合があって、相当もめましたね、あのときも。議会、紛糾して、談合情報、飛び交ってですよ、僕のところもファクス、来ましたわ。ファクス来て、談合金額も示されておって、この金額になると。それがなぜか500万円違うておったね、500万円上積みされたんかね。何で、それも500万円上積みされたんやかということも、いろんな臆測が飛んで、いろんないわさも飛んで、相当紛糾した。しましたよ、この12年、12年前。僕も反対しましたが、このときね。でも、当時、伊藤市政のときに、強硬、強硬的、本当に強硬的な入札してね、談合なんかはないと言い切って、本当強硬入札したんですよ、これね。ふたあけたら、談合でしたと。何やっておったんやと、これはと思うんだけど、当時の環境課も含めて。

そういうこともあるもので、これ、随意契約で、やっぱりそのクボタのグループ会社がずっと随意契約でやってきているということに対しても、非常にこれ、一般市民の方も、違和感を覚える方、一生懸命やってくれていると思いますよ。思いますけど、違和感覚える方、結構おるんじゃないかなと、僕も含めてね。

だから、僕が思うのは、さっきも楠委員言われておったけれども、モニタリング業者、入れておるんでしょう。何やるかと、どういう薬剤が必要かとか、定期的にこれを更新するのも大体わかる。それをなぜ公募型のプロポーザルにするのか、この財政、厳しいときに。公募型のプロポーザルにするということは、金額が安くなるとは限らないわけじゃないですか、高くなる可能性もあると。安いところが受けられると、受託するということはないでしょう。

だから、そういうことを含めて、僕は、本当に今の財政考えて、来年の予算も組めるかどうかとわからないというような話もよく聞きますけど、それなら、僕は、もう実績もこう積み重なってきておるわけやし、モニタリング業者も第三者機関を入れているんやったら、僕は、もうこれ、一般競争入札でいいんじゃないかという気がしてならんのさな、もう。

なぜ今ごろになって、この公募型のプロポーザルせなあかんの。これ、安い金額のところを受けるというわけじゃないでしょう。プロポーザルだから、高い金額のところを受ける可能性もある。それがまた、随意契約のこのクボタ関係かもしれない。ほかのところは安く入れてくるかもしれない。でも、こっちのほうがいいと、評価委員の考え方があるかもしれんけれども、その可能性は残るわけでしょう。

だから、そういうことも含めて、やっぱりこの談合した会社で、談合した会社と、あれやけれども、僕は余り信用していないし、一生懸命やってくれていると思いますよ。やってくれているとは思いますが、そういうことがあるんだから、やっぱりここは、一般競争入札で、財政、今厳しいんだから、できるだけ安く。仕様書ですか、何かそのことで、きちっとこれだけはやってくれということを示して、僕は一般競争入札をぼんとやって、安いところにやってもらうということを僕は担当課としても考えていいんじゃないかなという気はしてならんやけれども、そういう考えにならんですか、やっぱり。

やっぱりプロポーザルせなあかんですか。

○南委員長 特に指名審査委員長の副市長、どうですか、今の、ただいまの。

○藤吉副市長 このクリーンセンターについてはなくて、一般的にこういった施設の管理であるとか補修の部分は、一定の技術的なレベルを求める必要があると

思いますので、一般競争入札になった場合に、何かその業者さんが仕様書に基づいただけの点検じゃなくて、一定の保守も含めたところということであれば、やはり技術レベルも評価する必要があるので、公募型のプロポーザルをとるのがよく公共の入札では多いものですから、今回、公募型プロポーザルというのを、技術レベルも含めた評価ということでは妥当じゃないかなと、こんなふうに考えております。

○奥田委員　ただ、やることはわかっておるわけでしょう、もう。もう見えておるわけじゃないですか。何のために、これ、じゃ、モニタリング業者入れておるんですか。

それで、大体もうこの6年間、高村委員なんかは、もう6年前にもかなり高過ぎるんじゃないかという話もされておったと思うけれども、僕はそのときにいなかったのだからわからないけれども、やっぱり次やれば、間違いなくこれ下がるというようなことは見えておって。

そういうことがあって、今の尾鷲の財政を考えて、もうちょっと副市長、これ、真剣にこれ、取り組まないと。もうちょっと市民の方々も、透明性を持って、なぜ談合した会社がまだこれずっと、それも随意契約ですよ、ずっと何でやっておるんやという、こう不信感もあるわけやもんで、ここは、やっぱりそういうことも含めて、やっぱり透明性を持たせるために、財政のことも考えて、一般競争入札でやると。それは当然、入札したところは責任持ってやりますよ、そんなもの。やらなかったら、それ、自分のところの会社の責任問題になりますからね。副市長、何があるかわからないからと、それはどんな工事でも一緒じゃないですか。

僕は、そこをやっぱり真剣にやらないと、財政の再建のあれなんでしょう、責任者なんでしょう、副市長は。そういうことも考えて、ぜひやってほしいと思いますし、それと、高村委員が最初言われた、やっぱりこれ、委員長も言われておったかな。やっぱりよそとの比較はきちとした上で、精査して、本当にこの金額が正しいのか。モニタリング業者が言ってきている金額が本当に正しいのか、その辺の検証はきちっとせなあかんですよ、やっぱり今の財政考えると、尾鷲の。そこだけ、ちょっと要望しておきます。

どうですか、副市長。

○藤吉副市長　私としては、この公募型プロポーザルについては、一応技術レベルというのがやはり必要ですので、例えば道路なんかやるときに、そのトンネルであるとか、橋梁も一定の技術レベルというのを求めますので、それと同じような考え方でいけば、公募型プロポーザルでいくべきなのかなと思っていますけど、その

あたりはまた担当課とも相談させていただきますし、財政面の部分もしっかりと考慮しながら、このあたりの契約については考えていく。

ただ、一つ言えるのは、随意契約ではなくて、公募型プロポーザルというのは、その業者さんの提案によって、公平、公正な競争をしていただいて、業者を選ぶという形にしたいということでの思いですので、そのあたりは御理解いただきたいなと、こんなふうに思います。

○奥田委員　最後にしますね。

でも、副市長、ほかが公募型プロポーザルやっていると言っても、これ、もう12年たっているんですよ、12年、12年。最初のところで公募型プロポーザルをやるのはわかりますよ、先ほど楠委員も言われたように。12年もたっていて、実績も積み重なって、ほいで、モニタリング業者も入れてやっておる状況の中で、やるべきことはわかっていますよ、もう。わかっていますよ、これ。この6年というたら、今後の6年間だって。何年にこれやらなあかんとか、保守点検なんて、何をやらなあかんかわかっていますって。

それを今、そういう状況の中で、この12年もたっている状況の中で、公募型プロポーザルというのはやっぱり僕はおかしいという、楠委員も言われた、僕はおかしいと思うし、だから、その辺のところをやっぱり副市長、もう一回、最後、考えてくださいよ。やっぱり尾鷲の財政のこの厳しさというのものもあるし、ぜひお願いします。

○南委員長　他にございませんか。

○高村委員　濱中委員の質問にもあったと思うんですけど、どのように修繕費を抑えるか。これから10年たってきて、壊れてくるところもあると思うんです。どのように修繕費用を抑えるか、考えているのか。

例えば任期を長くするとか、いろいろあると思うんですけど。

○竹平環境課長　やはり年数を長く持って包括複数年でやるという中で、やはり簡易な修理、維持補修に努めるということで、その機械の更新時期を延ばしていくというやり方を持っていただくということが一つのメリットということで、包括の複数年という形をとりたいということでございます。

そういうことで、修繕、更新時期が延びれば、当然その更新費用がかからないということですし、大きな壊れもなくいくということになりますので、その辺で抑えていくと。

○野田委員　最後にですけど、私、クリーンセンター、ちょっと中に入ったこと

ないものですから、また視察等を、視察等をお願いします。

○南委員長 はい、わかりました。

きょうのいろんな意見が出たと思うんですけれども、9月定例会に向けて、できる限り判断のしやすいような資料提出については、執行部と相談いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○濱中委員 その資料のことでちょっと、9月のときに……。

○南委員長 もし要望があれば。

○濱中委員 はい、要望というか。

その前に、このクリーンセンターの施設は、搬入される汚泥の種類によって、やはりその薬品の使い方とか、管理経費の違いというのが出てくるのかなというふうに思うので、例えば、もうこの当初からでも10年以上がたっておりますけれども、直接のし尿だけのものとか、あと、今ですと、合併浄化槽の汚泥とかもふえてきているのではないのかなと思うんですけれども、この10年間の経緯ですね、わかるような形、割合でも結構ですので、それは関係ないですか。

全体量として考えればよろしいんですか、その経費のかかり方というのは。

○福屋環境課長補佐兼係長 搬入は、し尿、生し尿汚泥と浄化槽汚泥と分けておりますけど、処理過程ではどうしても一緒になりますので、その薬品とかの費用としては一緒と考えていただいて結構だと思います。

○濱中委員 そうしたら、人口減の部分もあるので、大体いつも毎年出してもらう計画、し尿処理計画の中に、廃棄物計画の中には示されておるのかなと思うんですけれども、この10年間当たりの搬入量の経緯をわかるような資料をいただきたいなと思います。

○南委員長 オーケーね、それね、資料のほう。

過去の搬入量。

○福屋環境課長補佐兼係長 次の定例会までには準備させていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

今、先ほど野田委員さんから提案が上げられましたクリーンセンターの視察ですね、できたら定例会中に、ちょっとの時間ですので、ほとんどの方が、新しい方は見学されていないと思っていますので、できるだけ組み入れたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、環境課長、その他の報告のほうをお願いいたします。

○三鬼（孝）議長 委員長、1点だけ。

課長、ちょっとお伺いしますけれども、今回の公募型のプロポーザルね、クリーンセンターの委託料の圧縮、費用の圧縮が目的だと思うんですけども、クボタですね、メーカーが、そして、先ほど高村委員、奥田委員が言っておるように、談合があって、ほいで、数億の損害金をもらった経緯がある中で、その業界筋によると、そういう談合をしたメーカーの機械を、他のメーカーが、そういう業務委託をやるのは恐らくないだろうという、業界筋は、そういう話があります。

それで、このプロポーザルが不調に終わった場合に、どうされるのかという問題が出てくると思うんですけど、その辺はどのように考えておるの。

○竹平環境課長 予算を、当然費用を抑えれば、そういういろんな想定は確かにあるかと思えますけれども、そういう中でも、今ある水準をきちんと守れるような形の予定価格を設定したいというふうには考えております。

○三鬼（孝）議長 特に十数年もたつ、経年劣化がある中で、やっぱりそのクボタ以外の業者が入るといのはほとんど不可能だと思うんです、恐らく、業界の筋の話としては。

そうなった場合に、金額的に、今の金額を軽減するように随契でやるのかどうかという問題も出てくると思うんですね。その辺のところ、やっぱりいろいろとこれから9月議会までに検討しなければならないんじゃないですか。

○竹平環境課長 今、きょういろいろ御意見いただきましたので、いろんなことで検討した中で、決定はしてきたいというふうには思っておりますが、とりあえず、今の予定のところのプロポーザルの方針でいきたいということで御説明だけはちょっとさせていただいたんですが、改めてまた再度検討を重ねてまいります。

○南委員長 平成18年ということで、築12年経過するというところで、随所で経年劣化があらわれてくるんですけども、できる限り予算は抑えていただきたいようにお願いいたしたいと思います。

それでは、その他の報告のほうをお願いいたします。

○竹平環境課長 その他の報告をさせていただきたいと思います。

その他につきましては、都市計画事業の認可についてでございますが、尾鷲市の清掃工場につきましては、昭和50年1月に、都市計画の決定について承認がされております。今年度の目的税であります都市計画税を尾鷲市清掃工場に充てることが可能かどうかということで、県と協議を重ねた結果、施設の更新事業であることの工事内容について都市計画事業認可の申請を行い、この8月14日付で事業の認可がおりましたので、御報告させていただきたいと思います。

このことにより、尾鷲市清掃工場の工事費用の範囲内においては、都市計画税を充当することができるということになり、この認可に伴い、環境課においては、関係図書の縦覧を実施しているところでございます。

それでは、資料で御説明をさせていただきます。

都市計画事業の種類及び名称でございますが、都市計画ごみ焼却事業、名称は都市計画決定事前のものでございますが、現在の尾鷲市清掃工場としております。

事業地は、尾鷲市大字南浦字川の奥中村3287-7。

事業計画については、尾鷲市清掃工場における平成30年度から平成35年度までに予定している記載の各工事概要としております。今年度は、①の1号バグフィルタ補修及びろ布取替工事から⑥の1号誘引通風機シャフト交換工事が該当しているところであります。

事業施工期間においては、平成30年8月14日から36年3月31日までということになっております。

説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上です。

○三鬼（和）委員 お願いというか、例の都市計画税が使えるということで、都市マス税の中でということになると思うんですけど、ただ、現在のごみ焼却場については、もう計画的には、既に広域でごみ焼却場をつくるかという話が出ておる中では、都市計画税が使えるからといっても、きちっと始末をしていただいて、やっていただきたいなというのだけ、お願いしておきたいなとは思う。

これは、都市計画税、新しいほうにも使えるということですからね。その辺、よろしくお願ひしたい。

○竹平環境課長 今のお話でございますが、これまでも、これまで多々議論をされて、意見をいただいております。

確かにことしについては、精密機能検査ですね、そういったものも充てておりますので、今後、稼働までの間にどれぐらいの修繕、修繕箇所はつかんでおるんですが、どれぐらいの規模での修繕が必要なのかというあたりも含めて、精査をしていけるかなど。

報告については、来年ぐらいの報告になるかとは思っておりますけれども、一応そういったことの精密機能の検査結果も今後、お示しをさせていただきたいなというふうに思っております。

○南委員長 できるだけ、残存期間が限られているということで、都市計画設定

を受けたからどうのこうのじゃなしに、今課長がお話しされたように、できる限りその期間の整備計画を、数字も踏まえて、抑えていただくような計画を上げていただくよう強く要望いたしたいと思います。

○奥田委員 1点だけ確認させてほしいんですけど、8月14日にこれ、認可おりましたということですけど、今年度の、今年度の分ね、1億6,000万円ぐらいあったでしょう、工事って、確かね。その分というのはどうなる。

その都市計画税の基金、したでしょう。その取り崩しはできるんですか。

○竹平環境課長 その辺については、財政課のほうでないとちょっとわからない部分になるんですが、うちとしては、今年度からの事業の認可を受けたので、事業認可を受けておれば、多分その事業については可能ではないかと思っておりますが、その辺はまた担当課のほうによって、判断があるというふうに思っております。

○楠委員 この施設については、今、事業認可ということなんですけど、過去設置したとき、都市計画以外で、手続上は、区域外だったら、やらなくてもいいと、やってもいいと。

○南委員長 え、もう一回。

○楠委員 都市施設については、都市計画議案で手続上は位置づけしないで、事業として成り立つので、都市施設じゃないということなんです。

○竹平環境課長 当時、昭和の時代ですけれども、都市計画の事業決定は、あそこの面積で受けておりますので、あの都市施設であるという、それ自体は受けております。

ただ、事業認可、どういう事業をやっていきますというその事業認可の申請については、申請をしていなかったのが、今回、申請をしたという形になっております。

○楠委員 今の説明で一応わかったんですけど、この廃棄物処理法から、いろいろな面から考えても、このごみ焼却事業そのものは、最初に認可をとっていないとまずかったんだよね、極端な言い方すれば。

手続もしないで、ごみを処理していたのかという話になっちゃう。

○竹平環境課長 今回受けたのは、更新に係る更新事業ということで、都市計画の決定自体は承認されておりましたので、今回、事業認可を受けた部分についても、機器の工事とかの更新のみという形になっております。

○楠委員 それでは、細かいこと言ってもしょうがないので、このごみ焼却事業の認可について、今、何でこの認可が必要だったのか、その経路をもう少し詳しくやっておかないと、いきなり認可とは何なのという話になりますよね、既存施設が

あるにもかかわらず。

ということなんで、別に悪いということじゃなくて、県の指導がこういうふうにあったとか、こういう手続が必要だとかということで、改めて県の認可をとったんだということは明記したほうがやられると思います。

○藤吉副市長　今回、都市計画税の余剰があった中で、県と協議をさせていただいた中で、先ほど課長が説明させていただいたように、昭和50年の都市計画決定の中で、ごみ焼却施設も都市計画の中に含まれておったんですけれども、これまでごみ焼却施設の例えば更新であるとか、修繕については、都市計画事業としてのその事業認可をしていなかったものですから、今回、どうやってその余剰を解消していくかと県と相談した中では、ちょうどごみ焼却場の更新、修繕とかをやっているんだったら、これで認可申請をさせていただいて使うというのも一つの方法じゃないかという県の御指導を受けて、今回、認可申請をさせていただいて、8月14日付で認可をいただいたということでございます。

○楠委員　おっしゃるとおりの内容なので、私は、だから、そこまでに至る経過はちゃんと残しておかないと、事業認可を受けてやっておくと、対抗要件ができますよと、都市計画税を使う、何に使おうがね。それを県のほうから指導を受けているんだったら、その流れもしかして書いておかないと、唐突に認可というのは、普通の人は見てもわからないですよ。

だから、一応こういうことなんですよということをお知らせしておけば、一番いいんじゃないかと思うんだけどね。

○南委員長　簡潔にお願いいたします。

○奥田委員　簡潔に、もう一点だけ、ちょっと確認させてほしいんですけど、今回、このごみ焼却施設の都市計画事業ということ、認可されたということなんですけれども。

ちょっとあれと思うのは、今、都市計、これ、このごみ焼却施設というのは、尾鷲市民全体のサービス提供ということでやっていますよね、尾鷲市民全体の。でも、都市計画税を負担しているのは、これ、旧町内の人だけなんですよ、今。輪内や九鬼や早田の人、それから須賀利の人は負担していないんやけれども、そういう尾鷲市民全体のサービスをやるのに、その受益者負担ということも考えて、税の公平ということかな、そういうことも絡んでくるんだけれども、その辺のところをきちっと市民の方にわかるように説明して、特に旧町内の人に説明してあげて、説得力ある説明をしないことはいけないと思うんやけれども、僕らも当然聞かれると思うん

ですね、そういうの。

その辺はいかがですか。大丈夫ですか、その辺は、きちっと説明してくださいね、それを、もう認可されたんだから、これ。

○竹平環境課長 基本的に環境課といたしましては、この事業認可を受けたということで、目的税を充てる枠はつくれましたという話になります。

あと、基本的に、今奥田委員がおっしゃった部分、公平性の部分とか、そういった部分については、また今後、財政とか、そういったあたりで議論がなされて、これを確実に充当するのかどうかということも踏まえてという話になるというふうに考えております。

○南委員長 以上で、済みません、議長、ちょっと、24日の懇親会はどんなんですか、台風の影響があるということで。

○三鬼（孝）議長 あした判断するというような情報が入っております。

○南委員長 そういうことですので、よろしくお願いします。

委員会を終わります。御苦勞さんでございました。

（午前11時17分 閉会）